

愛媛県立八幡浜工業高等学校の運動部活動に係る活動方針

本方針は、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)に基づき、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点から策定された「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」(平成30年6月27日)に則り本校の方針として策定したものである。

1 運動部活動の基本的な考え

- (1) 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の方針の策定等

- (1) 校長は、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 運動部顧問は、年間活動計画(平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等)、並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

3 運動部活動の休養日の設定

- (1) 学期中は週当たり2日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中に、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

4 運動部活動の活動時間

1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

5 熱中症事故防止

熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。その際、活動の中止や活動時間の変更も視野に入れて柔軟に対応を検討する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、愛媛県高等学校体育連盟及び愛媛県高等学校野球連盟等が定める参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。